
拡大するシオニズムの宗教的側面

イスラエルにおける政教関係の変化

立山 良司

Tateyama Ryoji

はじめに

イスラエルでは聖（宗教派）と俗（世俗派）との対比が著しい。完全に世俗的でシャバト（安息日）でも多数のレストランやバーが営業している地域がある一方で、超正統派だけが住み独特の生活様式を守り続けている街区もあちこちにある。この対比ゆえにイスラエルでは聖と俗の間でたびたび衝突が起きている。しかし、両者の関係は決して相互に排他的なものではない。両者を両極とすると、その間にはいくつもの異なった宗教実践を行なう多様なユダヤ教徒の集団がある。また、「ユダヤ」のアイデンティティーは個人、集団いずれにおいても宗教抜きに語れないため、世俗派も宗教的要素を完全に拭い去ることはできない。

当然の帰結として、イスラエル建国のイデオロギーであるシオニズムは世俗的な民族主義として出発しながらも、宗教的側面を色濃くもっている。イスラエルという国家の正当性を提供しているのはユダヤ教であり、政治と宗教を分離することができないからだ。占領地政策も「イスラエルの地」という宗教上の領土概念と分かちがたく結びついており、歴代政権はパレスチナ側と和平交渉を行ないながらも入植活動を推進してきた。

以下ではまず、イスラエルのユダヤ社会の特徴を宗教性あるいは宗教実践の相違に基づいて概観する。次いでイスラエルの公的制度における正統派ユダヤ教の優位性と、それへの「造反」を検討する。そのうえで宗教シオニズムがいつそう拡大している背景と、パレスチナ問題への影響を分析する。

占領地内のパレスチナ・アラブ人とは別に、アラブ系を中心に2018年4月現在で約225万人の非ユダヤ人がイスラエル国民として在住し、イスラーム教、イスラーム教系のドルーズ、キリスト教各派など多くの宗教集団を形成している。しかし本稿では、人口の75%を占めるユダヤ社会の政治と宗教の関係だけに焦点を絞る。また本稿では便宜的に「ユダヤ人」と「ユダヤ教徒」は同義とし、煩雑さを避けるため主として「ユダヤ人」という用語を使うが、必要に応じて「ユダヤ教徒」、あるいは「ユダヤ」という表現も使用する。

1 イスラエル・ユダヤ社会の宗教性

(1) 宗教性と人口動態

イスラエルのユダヤ社会を宗教的な違いで分類する場合、その違いは宗派の違いではなく、宗教性の差異によっている。現在のユダヤ教は主に、伝統的な教義や戒律を受け継いでいる

正統派と、19世紀初頭のドイツで誕生した改革派、さらに改革派から分派した保守派という3宗派からなっている。米国のユダヤ社会では改革派が最も多く、次いで保守派、正統派の順で、「宗派なし」もかなり多い。

イスラエルのユダヤ社会は対照的に、ほとんどが正統派である。しかし同じ正統派と言っても、その宗教性や宗教実践のあり様はさまざまで、以下の4集団に大別できる。

- ① 教義や戒律を厳格に守り、そのために自らをある程度隔離して生活している超正統派（ハレディーム）
- ② 教義や戒律を一定程度守っているが、同時に社会や政治に積極的に関与している現代正統派（ダティーム）
- ③ 教義や伝統の一部を習慣や文化として受け継いでいる伝統派（マソルティーム）
- ④ 教義や戒律をほとんど守っていない世俗派（ヒロニーム）

4集団それぞれの宗教性や宗教実践の違いを示したのが第1表である。超正統派と現代正統派は日常的な宗教行為をほとんど実践し、逆に世俗派はほとんど実践していない。しかし過ぎ越しの祭りの最初の晩餐（セデル）には世俗派も87%が参加し、ヨム・キプール（贖罪の日）の断食も30%が行なっている。宗教行為というよりも伝統や習慣といった意味合いが強いのだろう。

第2表はイスラエルのユダヤ人人口に占める4集団の割合を示したものである。ほぼ半数が世俗派であり、超正統派が最も少ない。もちろん、こうした分類は調査の際の自己申告に

第1表 宗教性・宗教実践の違い

(%)

	超正統派	現代正統派	伝統派	世俗派
宗教は自分の人生にとって極めて重要	96	85	32	2
毎日1回かそれ以上祈る	76	58	21	1
週1回かそれ以上シナゴグ(ユダヤ教の会堂)に行く	85	74	32	1
シャバト(安息日)には旅行しない	99超	99	41	3
前回の過ぎ越しの祭りのセデルに出た	100	99	97	87
前回のヨム・キプール(贖罪の日)で断食した	99	98	83	30

(出所) *Israel's Religiously Divided Society*, Pew Research Center, March 8, 2016, p. 25.

第2表 宗教性と人口割合(1) (%)

超正統派	9
現代正統派	13
伝統派	29
世俗派	49

(出所) *Israel's Religiously Divided Society*, Pew Research Center, March 8, 2016, p. 67.

第3表 宗教性と人口割合(2) (%)

超正統派	11
民族的超正統派	1
民族的宗教派	12
宗教的伝統派	12
非宗教的伝統派	20
世俗派	44
その他/回答なし	1

(注) 4捨5入のため合計は100とならない。

(出所) *The Israeli Democracy Index 2017*, Israel Democracy Institute, 2017, p. 249.

よるものであり、明確な線引きがあるわけではなく、異なる分類方法もありうる。イスラエル民主主義研究所は第3表にあるとおり、超正統派の一部および宗教派を「民族的」とし、さらに伝統派を宗教的と非宗教的に分類している。同研究所が言う「民族的」とは自らをシオニストと考えているという意味である。

各集団間の人口バランスは一定ではない。特に人口増加率が高い超正統派の人口は増加し続けており、イスラエル中央統計局が2012年に出した人口予測によれば、中位予測でユダヤ人人口に占める超正統派の割合は2034年に22%、2059年には35%に達すると推定されている⁽¹⁾。逆に合計特殊出生率が最も低い世俗派の人口割合は減少傾向にある⁽²⁾。

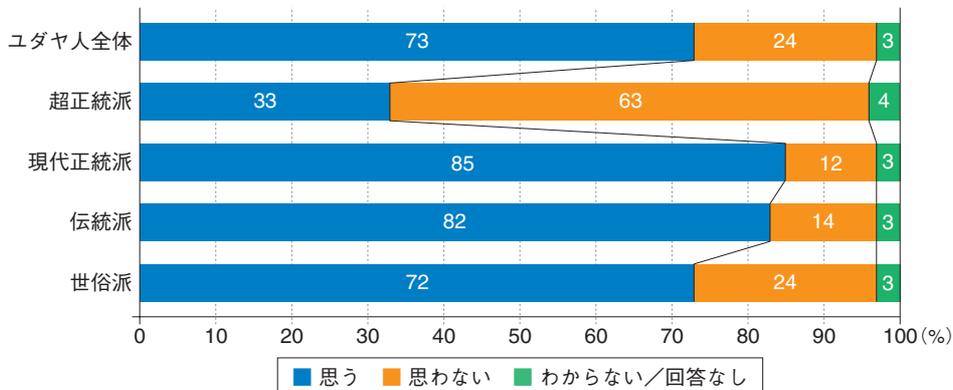
(2) 宗教性と政治的傾向

では宗教性と政治的傾向にはどのような関係があるのだろうか。第1図は「自分をシオニストと思うか」との問いに対する回答である。イスラエルはシオニズムに基づいて建国され、現在も国是としている。それだけに全体では73%のユダヤ人が自らをシオニストと考えている。

ところが超正統派の場合、自らをシオニストと考えている者の割合は33%と他に比べ格段に低い。シオニズムは19世紀のヨーロッパで始まった世俗的な民族主義運動であり、離散状態にあるユダヤ人が「イスラエルの地 (Eretz Israel)」に再結集しユダヤ人国家を樹立することを目指してきた。そのシオニズムを超正統派の多くは受け入れなかった。彼らからすればユダヤ人の離散状態は神の意志によるものであり、人間が自らの意志で「イスラエルの地」に再結集することは許されないと考えたからである。ただホロコースト後、超正統派の多くも緊急避難場所としてイスラエルの存在を受け入れた。さらに1990年代ごろから、超正統派の一部はシオニズムを積極的に支持している。現在、超正統派の政党としてアシュケナジ系の「統一トラー」 とスファルディ系の「シャス」が活動しているが、「シャス」は2010年に世界シオニスト機構に加盟した。

他方、宗教的な視点からシオニズムを積極的に肯定する宗教シオニズムと呼ばれる潮流がある。彼らは超正統派の主流派と異なり、「イスラエルの地」への離散ユダヤ人の再結集とユダヤ人国家樹立をメシア到来が近づいている「神兆」と解釈し、イスラエル建国やその後の

第1図 「自分をシオニストと思うか」に対する回答



(注) 「思う」「思わない」はそれぞれ「非常に」「ある程度」の合計。
 (出所) *Israel's Religiously Divided Society*, Pew Research Center, March 8, 2016, p. 23.

国家運営に主体的にかかわってきた。1967年の第3次中東戦争でイスラエルが大勝すると、宗教シオニストたちは占領地の保持を絶対視する大イスラエル主義の旗手として入植活動を主導し、右派政治勢力のひとつの核となっている。現在、宗教シオニズムをリードしている政党は「ユダヤの家」である。

もちろん伝統派や世俗派のなかでも多くの者が大イスラエル主義を信奉するか支持しているが、宗教的というよりも、安全保障上の理由や「父祖の地」といった民族主義的な理由に基づいている。世俗派の大イスラエル主義政党の代表格は旧ソ連からの移民を主な支持基盤としている「イスラエル我が家」である。右派政党「リクード」も基本的には世俗的な大イスラエル主義政党だが、現代正統派や伝統派にも幅広い支持層をもっている。

イスラエルでは1990年代ごろから右傾化が進み、リクードを中心とする右派政党の優位が続いている。その結果、自らを政治的に「右派」とみなすユダヤ人は2017年の調査で約50%に上っている（第4表）。ただ右派と自己規定する者の割合は宗教性によってかなり異なっており、宗教派が88%と最も多く、超正統派、宗教的伝統派、非宗教的伝統派はいずれも半数を超えている。他方、世俗派は左派ないし中道志向が強い。

宗教性が強いほど右派志向が強いことは、パレスチナ問題に対する姿勢の違いにも反映されている。第5表は「イスラエルと独立パレスチナ国家は平和共存できるか」「入植地はイスラエルの安全保障に有益か」「(イスラエル在住の) アラブ人はイスラエルから追放あるいは移

第4表 イスラエル・ユダヤ人の宗教性と政治傾向 (%)

	右派	中道	左派	不明・回答なし
全体	49.2	24.6	21.4	4.8
超正統派	74.2	10.1	3.4	12.3
宗教派*	88.3	5.8	3.9	2.0
宗教的伝統派	68.0	22.0	5.0	5.0
非宗教的伝統派	51.8	25.0	17.9	5.3
世俗派	26.2	34.2	36.6	3.0

(注) *この場合の宗教派は民族的超正統派と民族的宗教派の両方を含んでいる。
 (出所) *The Israel Democracy Index 2017*, The Israel Democracy Institute, p. 250.

第5表 宗教性とパレスチナ問題への考え方の相違 (%)

	イスラエルと独立パレスチナ国家は平和共存できるか		入植地はイスラエルの安全保障に有益か		アラブ人はイスラエルから追放/移住させるべきか	
	できる	できない	有害	有益	べきでない	させるべき
ユダヤ人全体	43	45	30	42	46	48
超正統派	22	64	13	50	32	59
現代正統派	24	61	13	68	26	71
伝統派	35	49	22	45	39	54
世俗派	56	34	42	31	58	36

(出所) *Israel's Religiously Divided Society*, Pew Research Center, March 8, 2016, pp. 34, 35, 153.

住させるべきか」という3つの問いに対する回答を宗教性別に示したものである。この表からも、宗教性が強いほどパレスチナ人との共存に悲観的で、入植地やアラブ系国民に対しタカ派的な見解をもっていることがわかる。

2 国家、社会、ユダヤ教

(1) イスラエルにとっての正統派ユダヤ教の重要性

イスラエルは1948年の独立宣言で宗教による差別を禁止し、信教の自由を保障している。さらに1992年に成立した「基本法：人間の尊厳と自由」は独立宣言を踏まえて基本的人権の尊重を謳っており、改めて信教の自由を確認したと考えられている。このようにイスラエルはユダヤ教を国教とは位置づけておらず、信教の自由を保障している。しかし、次のようないくつかの理由によって、国家としてのイスラエルはユダヤ教を重視し取り込んできた。

第1にシオニズムは離散状態にあるユダヤ教徒に、「ユダヤ人」という共通の民族的アイデンティティを提供し、パレスチナへ移住させる必要があった。加えてパレスチナ地域とユダヤ共同体との結びつきを正当化する必要があった。それ故、シオニズム運動の指導者たちは世俗的であったにもかかわらず、「約束の地」やそこへの「帰還」といったユダヤ教の教理やシンボルを活用した。シオニズム運動の指導者にとって、ユダヤ教は離散ユダヤ教徒に共通の民族意識を覚醒・植え付ける基盤でありツールだった。

第2にユダヤ教は国教ではないが、国家と宗教界の合意に基づき、ユダヤ教の宗教法や慣習がさまざまなかたちで国の制度や法律に取り込まれた。「ステイタス・クオ」と呼ばれる最初の合意は、独立以前に国家的な役割を果たしていた「ユダヤ機関」の議長ダビッド・ベングリオン（後に初代首相）が1947年に、超正統派の有力組織「アグダト・イスラエル」に送った書簡によって成立した。超正統派が先にも触れた神学的理由からイスラエルの独立に反対することを危惧したベングリオンが、妥協策として国がハラハー（ユダヤ法）の一部を順守することを約束したのである⁽³⁾。

この合意を出発点としてイスラエルにおいては、ユダヤ教のなかでも超正統派を核とする正統派だけが国家と排他的な関係を持ち、改革派や保守派は枠外に置かれている。例えば後にも述べるように、結婚・離婚などユダヤ人個人の身分に関しては正統派のラビ法廷が独占的な権限を有している。また、律法を学ぶための伝統的な宗教教育施設であるイエシュヴァの学生を兵役免除とすることも独立前に合意された⁽⁴⁾。さらに休日や祝祭日にもユダヤ暦が採用された。ステイタス・クオ合意はその後修正を重ねながら現在まで生きており、宗教政党が参加する政権の連立協定には、宗教と国家の関係に関し「現状を維持する」との内容が盛り込まれている⁽⁵⁾。

第3は「ユダヤ」をどう定義するかの問題に関係している。「ユダヤ国家」であるイスラエルは帰還法に基づいて世界中の離散ユダヤ人を受け入れてきた。一部の例外を除いてユダヤ移民には自動的に国籍が付与され、当初の生活支援などの特典も提供される。この帰還法が規定する「ユダヤ」とは何かをめぐり、これまでも論争や訴訟が繰り返されてきた。ハラハーによれば、「ユダヤ」とは「ユダヤ」を母親にもつか、ユダヤ教に改宗した者を意味し、

他の宗教に改宗しても「ユダヤ」は依然として「ユダヤ」である。他方、ユダヤ移民受け入れのために帰還法を適用する際には、他の宗教に改宗した者、別の宗教を信じているが「ユダヤ」と結婚している者、父親が「ユダヤ」の子供などをどうするかといった実務的かつ根源的な問題が生じてきた。

1950年に制定された帰還法はこうした問題に対応するため何回か改正され、現在は「ユダヤ」を「母親がユダヤか、あるいはユダヤ教に改宗した者で、他の信仰をもたない者」と定義している。加えて「ユダヤ」の子供や孫、配偶者なども、帰還法に基づく「新移民」としての権利を享受できる。しかし彼らは正統派による正規の改宗手続きを経なければ、イスラエルでは「ユダヤ」とは認められず、社会・政治問題となっている。この点については後に触れる。

(2) 首席ラビ庁の「独占」とそれへの「造反」

このようにイスラエルは独立前後から、ユダヤ教の律法や慣習を国家の組織や制度に幅広く取り入れてきた。その意味でイスラエルは通常の政教分離国家ではない。現に首席ラビ庁は国家の一機関として設立され、ユダヤ社会の宗教事項に関し独占的な権限を有している⁽⁶⁾。首席ラビ庁の下には、結婚・離婚を管轄するラビ裁判所、埋葬やシナゴグの運営、コシエル（ユダヤ教の食餌規定）証明の発行など宗教的なサービスを提供する地域機関、さらにユダヤ教への改宗を管轄する改宗裁判所などが存在し⁽⁷⁾、宗教面でイスラエルのユダヤ社会全体を統括している。しかも首席ラビ庁を中核とする宗教行政を担っているのは超正統派の主流派ラビや関係者である。

この結果、イスラエルの公的機関は基本的に正統派の戒律を順守しており、閣議も原則としてシャバトには開催されない。また、公共の交通サービスは一部都市を除きシャバトには全面停止となる。その一方で世俗化も進んでおり、第1表にあるように世俗派のほとんどと伝統派の多くは戒律を守っていない。近年では豚肉を出すレストランや、シャバトでもオープンしているショッピングモールがかなり増えた。

こうした聖俗間の乖離とは別に、首席ラビ庁による宗教行政の独占状態に対し宗教界の一部で批判や反発が広がっている。顕著な例のひとつはユダヤ教への改宗手続きである。すでに述べたように、帰還法では定義上の「ユダヤ」の家族であれば、「ユダヤ」以外でも国民として受け入れてきた。しかし、彼らは宗教的にはユダヤ教徒ではなく、だからと言って他の宗教コミュニティーに帰属しているわけでもない。このような宗教上の帰属がない者は旧ソ連からの移民を中心に約40万人いるとみられている。彼らは首席ラビ庁が規定する改宗手続きを経れば「ユダヤ」になれるが、手続きの全課程を修了することは容易ではない。そのため彼らは法的には結婚もできず⁽⁸⁾、ユダヤ墓地への埋葬も許されず、社会・政治問題となっている。この状況を打開しようと正統派ラビの一部が個人として改宗手続きを行なっているが、イスラエル政府も首席ラビ庁も制度外改宗の効力を認めていない⁽⁹⁾。

正統派ラビによる制度外改宗の拡大は、首席ラビ庁の権威への「造反」を意味している。こうした「造反」は改宗問題にとどまらない。正統派では女性はラビに叙任されないが、2015年6月にはイスラエルで初めて2人の女性が正統派ラビによって叙任され、女性形の「ラ

バ] を名乗った⁽¹⁰⁾。また、首席ラビ庁の承認を受けないままコシエル証明を発行したり、シナゴグでの会衆の祈りの先導役を女性が務めるなどの動きもある。

このように世俗化とは異なる次元で、超正統派を含む正統派の宗教界において、首席ラビ庁の権威を守り抜こうとする守旧派と、宗教行政に関し首席ラビ庁を唯一の有権的解釈者とは認めない「造反組」の対立が生じている⁽¹¹⁾。

3 シオニズムの宗教的側面とパレスチナ問題

(1) 宗教シオニズムと入植活動

1995年11月に起きたイスラエル首相イツハク・ラビン暗殺事件は、その後のイスラエル・パレスチナ和平プロセスを頓挫させる大きな要因となった。犯人は翌1996年3月に終身刑の判決を受け現在も服役している。彼は法廷で占領地がパレスチナ人の手に渡ることを阻止するためラビンを銃撃したと述べ、「すべてはイスラエルの神、イスラエルの律法、イスラエルの民、イスラエルの地のために行なった」と自らの犯行を正当化した⁽¹²⁾。犯人はパレスチナとの和平達成よりも、「イスラエルの地」の一部であるヨルダン川西岸を保持することのほうが宗教的に「善」と確信していたのである。

首相を暗殺するという犯人の行動は過激だったが、彼の考え方はシオニズム思想からみて異端ではない。むしろ「イスラエルの地」に対するユダヤ国家の支配を確立するというシオニズムの宗教的側面に根差している。この思想が最も顕著に表われているのが、西岸における入植活動である。宗教シオニストたちは世俗的な大イスラエル主義者とともに、占領地保持をより確実にするために入植活動を行ってきた。また、ラビン政権を含め歴代政権は入植活動を公認し、政府が建設を承認した入植地をイスラエル国内法上は「合法」としてきた。宗教的であれ世俗的であれ、「イスラエルの地」への定住はシオニズム思想の実践であり、占領地への入植もその一形態とされてきたからである⁽¹³⁾。

その結果、入植地と入植者の数は一貫して増え続け、西岸の入植者数は2016年末現在40万人と、1993年にオスロ合意が結ばれた当時の約3.6倍近くになっている⁽¹⁴⁾。入植者の増加にあわせて、暴行や放火、オリーブ畑の伐採などパレスチナ人の身体や資産に対する入植者による暴力行為がかなり頻繁に起きている。しかしイスラエルの人権団体「イエシュ・デーオン」の報告によれば、2005年から2014年の間に入植者らによる暴力事案に対しパレスチナ人から1067件の訴えがイスラエルの警察当局に出されたが、そのうち起訴され法的措置がとられたのはわずか70件にすぎなかった⁽¹⁵⁾。パレスチナ人のテロや暴力行為に対する非常に厳しい対応とは極めて対照的だ。その背景には、「イスラエルの地」とユダヤ共同体の結び付きを正当とみなすシオニズムの宗教的側面がある。

さらにイスラエル軍内に宗教シオニストの将兵が増加しているという新しい問題も生じている。イスラエル軍ではかつてエリートとされた士官や戦闘職種を希望する兵士が減少傾向にある。背景には国家を守るという意識が薄らいできていることに加え、サイバー職種を希望する若者の増加がある。その結果、戦闘職種への配置に適性があると判断された男性兵士のうち、戦闘職種を希望した者の割合は2010年には76%だったが、2017年には67.5%に減少

した⁽¹⁶⁾。そのギャップを埋めているのが、宗教シオニストの兵士たちであり、歩兵部隊の下級将校に占める宗教的な者の割合は1990年にはわずか2.5%だったが、2010年には35%から40%に達したと推定されている⁽¹⁷⁾。

この結果、宗教シオニストの将兵によるイデオロギー上の不祥事が相次いでいる。2015年4月には軍情報部門に務める超正統派の下士官がユダヤ人入植者の暴力行為に関する機密情報を関係する入植者に漏洩し、取り締まりを妨害した容疑で起訴された。同様の事件は2016年にも起きている。また2014年のガザ攻撃の際には、旅団司令官が配下の部隊指揮官に「諸君はイスラエルの神を罵り、誹り、憎悪するテロリストとの戦いの尖兵に選ばれた」と宗教色に満ちた命令書を出し批判された⁽¹⁸⁾。指揮官が攻撃に際し兵士の宗教的な意識を鼓舞すれば、戦闘は苛烈さを増し、戦争法規や人道原則が無視される危険がある。

もし西岸の一部からでもイスラエルが撤退することになった場合、宗教シオニストの将兵は上官の命令よりも、「イスラエルの地にとどまれ」とするラビの教えを優先するかもしれない。事実、2005年にガザの入植地を撤去した際、約60人の兵士が上官の撤去命令の受け入れを拒否したという⁽¹⁹⁾。まさに池田明史が指摘するように、シオニズムの宗教的側面が前景化した結果、イスラエルの政軍関係は「国防」と「護教」の間で揺れ始めている⁽²⁰⁾。

(2) 「ユダヤの家」と占領地問題

ユダヤ人が入植地に住む理由は住宅費が安いなど経済的なインセンティブを含めさまざまであり、40万人の入植者全員が宗教シオニズムや大イスラエル主義のイデオロギーを信奉しているわけではない。しかし2015年3月に行なわれた国会（クネセト）選挙では、入植者の票の25%が「ユダヤの家」に、24%がリクードに投じられており、両政党にとって入植者票が重要な票田となっていることがわかる⁽²¹⁾。

「ユダヤの家」は宗教シオニズム政党だが、イスラエル社会の変化を体現した新しい側面をもっている。同党は2008年に古くからの宗教シオニズム政党「国家宗教党」と他の右派政党が合併し結成された。党首ナフタリ・ベネットは宗教教育を受けたラビではなく、成功したIT起業家だった。資産価値が高まった自分の会社を売却し財をなし、30代で当時は野党党首だったベンヤミン・ネタニヤフ（現首相）の側近となり、政治の世界に足を踏み入れた。2012年に「ユダヤの家」党首に選出されると、翌2013年1月の選挙で同党を躍進させ、若手政治指導者としての地位を確立した。ベネットの成功は宗教シオニズム政党でありながら、候補者に世俗派を取り込むなど「ユダヤの家」の支持基盤を広げた結果である⁽²²⁾。現に同党選出議員の1人で司法相を務めている若手女性政治家アイレット・シャケッドは世俗派であり、自ら「ユダヤの家」を「正統派と世俗派を橋渡しする政党」と形容している⁽²³⁾。

イスラエル民主主義研究所が2014年に出した報告書は、「ユダヤの家」の躍進を支えている勢力を宗教シオニストとは呼ばず、「民族的宗教派」と呼んでいる⁽²⁴⁾。同報告書は自らを「民族的宗教派」とみなしている約1000人のイスラエル在住のユダヤ人成人を対象に、2013年に行なわれた意識調査の結果を分析したものである。それによると、「民族的宗教派」はイスラエルのユダヤ人成人人口の22%を占め、全体に若い。ほとんどはベネットと同じように専門的な宗教教育を受けておらず、30%から40%の者はユダヤ法上の女性の地位変更や同性

婚、シャバトでの公共交通機関の運行などを支持しており、ユダヤ教の戒律に関しても柔軟な考えをもっている。

さらに興味深いことに、37%の回答者は重要な政治問題に関しユダヤ法に基づくラビの見解を重視しないと回答している。ベネット自身も政治問題に関し「ラビに相談するが、決定はわれわれが行なう」と述べ⁽²⁵⁾、政治活動に関する決定権はラビではなく自分たちにあると考えている。このように同報告書が「民族的宗教派」と呼ぶ集団は、宗教性や宗教実践に関しかなり柔軟で、旧来の宗教シオニストのイメージとは異なっている。

しかし、「イスラエルの地」に関し大イスラエル主義を奉じていることに変わりはない。ベネットは2013年の選挙の際に、西岸のC地域をイスラエルに併合するとともに、A地域とB地域におけるパレスチナ自治政府（PA）の自治権を拡大する構想を公表した⁽²⁶⁾。この考えは今でも変わっておらず、「ユダヤの家」のパレスチナ問題に対する基本政策となっている。C地域のみ併合するとしているが、パレスチナの独立をまったく視野に入れておらず、西岸全域をイスラエルの支配下に置き続けるという大イスラエル主義をそのまま踏襲している。

結 び

ユダヤ教徒が「神殿の丘（ハール・ハバイト）」と呼び、イスラーム教徒が「高貴なる聖域（ハラーム・アッシャリーフ）」と呼ぶエルサレム旧市街地内の高台に、ユダヤ人が訪れることを首席ラビ庁は禁止している。イスラーム教の聖所「岩のドーム」とアル・アクサー・モスクがあるこの高台には、かつてユダヤ教の神殿があり、その内部に「至聖所」があったとされる。しかし「至聖所」の正確な場所がわからないため、むやみに歩けば「至聖所」を踏みつけて汚す恐れがあるからだ。

しかし近年、「神殿の丘」を訪問するユダヤ人が急増しており、時には1日で1000人を超えている。2014年に行なわれた調査で、75%の宗教シオニストが「神殿の丘」への訪問は許されると回答しているように⁽²⁷⁾、訪問を禁止している首席ラビ庁の解釈に異を唱えるユダヤ人が増えている。このことは独立から70年経ったイスラエルにおける宗教と社会の関係に関し、すでに論じてきた2つの変化が同時進行していることを示唆している。第1は宗教的なユダヤ人の間ですらも首席ラビ庁の権威が揺らいでいること、さらに第2は宗教シオニズム運動やその周辺で教条的な民族主義の傾向がますます強まっていることだ。

「ユダヤの家」に代表される宗教シオニスト、あるいはイスラエル民主主義研究所が「民族的宗教派」と呼ぶ勢力の拡大は、この2つの変化に起因していると言える。この結果、世俗的な左派のシオニズムはいっそう退潮し、和平達成の可能性はますます遠のいている。本稿では触れることができなかったが、改革派や保守派が多数でリベラルな価値観を重視する米国のユダヤ社会と、イスラエルのユダヤ社会との違いも広がっている⁽²⁸⁾。シオニズムが当初から内在している宗教的側面の帰結と言えるだろう。その意味でイスラエルにおける宗教と政治の緊張関係は、聖と俗の対立という以上に、イスラエルという国家のあり様や、占領政策を含む安全保障・外交政策の方向性を規定している。

- (1) *Long-Range Population Projections for Israel: 2009–2059*, Central Bureau of Statistics, Israel, 2012, p. 71.
- (2) 2014年の合計特殊出生率は超正統派6.9、現代正統派4.2、宗教的伝統派3.0、伝統派2.6、世俗派2.1だった。*Haaretz*, May 29, 2018.
- (3) 1947年の合意には、①シャバト（安息日）を週の休日とする、②国家機関で供される食物はユダヤ教の食餌規定に則った「コシエル」とする、③結婚・離婚など個人の身分関係はユダヤ法によって決定する、④超正統派の教育機関は国の教育行政の監督下に置かない、の4点が盛り込まれていた。
- (4) ホロコーストによってヨーロッパのユダヤ社会が壊滅的な打撃を受けたため、律法研究の伝統継承者を維持する必要があると考えたベングリオンが、イエシュヴァ学生を徴兵から免除することに合意した。その後、超正統派の兵役免除者数が増加するに従い、世俗派から「法の下での平等」に反するとの批判が高まり、21世紀に入り政治問題化している。池田明史「イスラエル政軍関係と聖俗問題——『イスラエル国防軍』と『ユダヤ防衛軍』の狭間」、平成29年度外務省外交・安全保障調査研究事業報告書『反グローバリズム再考——国際経済秩序を揺るがす危機要因の研究（グローバルリスク研究）』、日本国際問題研究所、2018年、87–89ページ。
- (5) Yedidia Stern, *Religion, State, and the Jewish Identity Crisis in Israel*, Brookings Institute, 2017, p. 8.
- (6) Natan Sachs and Brian Reeves, *Tribes, Identity, and Individual Freedom in Israel*, Brookings Institute, 2017, p. 5. 首席ラビはアシュケナジ系とスファルデイ系の各1名が存在し、それぞれの宗教コミュニティを管轄している。
- (7) Gila Stopler, “Religious Establishment, Pluralism and Equality in Israel: Can the Circle be Squared?” *Oxford Journal of Law and Religion*, Vol. 2, No. 1, 2013, pp. 156–159.
- (8) イスラエルでは他の宗教コミュニティを含め、ラビ裁判所など宗教裁判所が結婚を認定したカップル以外は、役所が婚姻届けを受理せず法的には「夫婦」と認められない。ただ、外国で婚姻手続きをしたカップルの婚姻届けは受理される。
- (9) イスラエル最高裁判所は2016年3月に、非公式な改宗をした者を「ユダヤ」と認めるべきだとの判断を示したが、イスラエル政府や首席ラビ庁は具体的な対応をとっていない。*The Time of Israel*, April 24, 2018.
- (10) *Haaretz*, June 12, 2015.
- (11) Yair Ettinger, *Privatizing Religion: The Transformation of Israel’s Religious-Zionist Community*, Brookings Institute, 2017, p. 9.
- (12) *The New York Times*, March 28, 1996.
- (13) 国際法では占領地の現状変更にあたる入植活動は違法とされているが、イスラエルは東エルサレムや西岸、ゴラン高原を「占領地」と位置付けておらず、政府が承認した入植地はイスラエル国内法では「合法」とされている。イスラエルの人権団体「ベツェレム」によると、2016年末現在、西岸には127カ所の「合法」入植地がある。このほか入植者らが政府の許可を得ないまま建設する「アウトポスト」と呼ばれる「不法」入植地が約100カ所ある（〈<https://www.btselem.org/settlements>〉, accessed on August 4, 2018）。
- (14) このほか東エルサレムに約21万人、ゴラン高原に2万2000人の入植者がいる。ガザ地区にもかつて約8000人の入植者がいたが、2005年に全員が退去させられた。
- (15) *Prosecution of Israeli Civilians Suspected of Harming Palestinians in the West Bank*, Yesh Din, May 2015, p. 3.
- (16) *Haaretz*, October 6, 2017.
- (17) Amos Harel, “Israel’s Evolving Military: The IDF Adapts to New Threats,” *Foreign Affairs*, Vol. 95, No. 4, July/August 2016, p. 47.
- (18) *The Time of Israel*, July 12, 2014.
- (19) Harel, “Israel’s Evolving Military,” p. 48.

- (20) 池田、前掲論文、90–94 ページ。
- (21) “The ‘Settler Vote’ 2015 — The Most Comprehensive Report and Data on Judea and Samaria (West Bank) District,” *Jeremy’s Knesset Insider*, September 8, 2015 (<<https://knessetjeremy.com/2015/09/08/the-settler-vote-2015-the-most-comprehensive-report-and-data-on-judea-and-samaria-west-bank-district/>>, accessed on August 1, 2018).
- (22) Ettinger, *Privatizing Religion*, p. 6.
- (23) “Ministering Justice: A Conversation with Ayelet Shaked,” *Foreign Affairs*, Vol. 95, No. 4, July/August 2016, p. 2.
- (24) Tamar Hermann, et al., *The National-Religious Sector in Israel 2014: Main Findings*, The Israel Democracy Institute, 2014. 同報告書の「民族的宗教派」のヘブライ語は「ダティ・レウミ (dati-leumi)」で、一般的には宗教シオニストと同義とされている。
- (25) Ettinger, *Privatizing Religion*, p. 5.
- (26) *Haaretz*, January 17, 2013. パレスチナ自治政府 (PA) 樹立以降、西岸は PA が民生と治安の両方に権限を有している A 地域 (西岸全域の 18%)、民生事項は PA の管轄だが治安事項はイスラエル側と共管となっている B 地域 (同 22%)、および PA の権限がまったく及ばない C 地域 (同 60%) からなっている。C 地域にはほとんどの入植地があり、さらに入植者用の道路、イスラエル軍の管轄地域 (基地や演習場) などが存在している。
- (27) *Haaretz*, July 6, 2018.
- (28) イスラエルと米国の 2 つのユダヤ社会の違いが広がっていることに関しては以下を参照されたい。立山良司『ユダヤとアメリカ——揺れ動くイスラエル・ロビー』、中公新書、2016 年、第 6 章。